



異色の評定官・中村舜次郎：『近代日本の行政争訟制度』補遺

小野，博司

(Citation)

神戸法學雑誌, 72(3):1-32

(Issue Date)

2022-12-23

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100477968>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477968>



神戸法学雑誌第七十二巻第三号二〇二二年十二月

異色の評定官・中村舜次郎 ——『近代日本の行政争訟制度』補遺——

小 野 博 司

1. 異色の評定官・中村舜次郎

令和4年3月上梓の拙著（『近代日本の行政争訟制度』）の目的の一つは、行政裁判所の実態解明であつた。⁽¹⁾ その一環として行つたのが、行政訴訟を担当した長官及び評定官の経歴調査である。このなかで著者は、専任評定官69名（長官を含む）の生年、学歴、官歴を、また兼任評定官52名の官歴を明らかにした。

調査を進めるなかで違和感を覚えたのは、明治29年6月に神奈川県足柄上郡長から評定官に転任してきた中村舜次郎（以下、「舜次郎」）の存在である。経歴調査の結果、評定官には判検事（司法官）、中央官庁の官吏、地方長官が任命されるのが常であることがわかったが、その中で前職が郡長であつたのは舜次郎だけであつた。郡長といっても、例えば若き日の南原繁⁽²⁾のように、明治末

-
- (1) 拙著『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会（2022）5頁。
 - (2) 大正3年7月に東京帝国大学法科大学を卒業した南原は、大正6年3月に富山県射水郡長に任ぜられた。「地方官吏としては一番下」の郡長となって「郡民と一緒にあって実際の生活に結びついた政治をしてみよう」と考える南原（丸山真男＝福田歓一編『聞き書 南原繁回顧録』東京大学出版会、1989、33頁（南原繁発言））は、周囲からは「ずいぶん変わっているとみられた」（同29頁（南原繁発言））。

年には「専門行政知識を十分に備えた大学出⁽³⁾」の者も登場するが、舜次郎はそうではない。彼は元々、（後に足柄上郡に含まれた）松田惣領の村役人で、明治11年の地方制度改革（三新法体制）により郡が置かれて以来、一貫して郡長（明治11-19年足柄上郡長、明治19-24年足柄下郡長、明治24-29年足柄上郡長）を務めた人物であった。「一定の地域のなかで、豊かな財産、経済力を基礎として、家柄、英雄的行動、慈善的行為、指導力、活動力等々、何らかの理由によって地域の住民から信頼と支持を得ており、そのことによって、地域住民の代表となることができる資質、能力を有し、また地域の行政にもたずさわることができる資質、能力と可能性を持つことが期待されているという意味において、地域住民から高い尊敬をうける名誉と人望を持つ」「地方名望家⁽⁴⁾」出身の郡長であった舜次郎は、いかなる経緯で司法官、中央官庁官吏、地方長官であった人々が居並ぶ評定官に選ばれたのであろうか。⁽⁵⁾

舜次郎について知るためには、明治時代に書かれた2通の履歴書、生存中に⁽⁶⁾

(3) 山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』弘文堂（1998）220頁注（15）。

(4) 同上96頁注（4）。

(5) 地方名望家とはいえ、舜次郎が採用されたことにより、「行政裁判への市民参加」が偶然にも実現したとみることも可能である。「行政裁判への市民参加」の（欠如の）歴史は前掲注（1）の拙著では十分展開できなかったが、モッセを中心に行政裁判制度の形成過程でこれに類する議論が見られたことについては、居石正和『府県制成立過程の研究』法律文化社（2010）72頁を参照。また今日これが一部で求められていることについては、水野泰孝「行政訴訟改革と市民参加」陪審裁判を考える会編『民事陪審裁判が日本を変える—沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察—』日本評論社（2020）159-161頁を参照。

(6) 「神奈川県足柄上郡長中村舜次郎任官ノ件」国立公文書館所蔵『任免裁可書・明治29年・任免巻14』（任B00102100）、「陸軍少将居藤高次郎外十九名特旨叙位ノ件○海軍大佐中川藤次郎外二名、岐阜県揖斐郡長竹田喜太郎外二名、退職判事八木沢彰六郎、行政裁判所評定官中村舜次郎」国立公文書館所蔵『叙位裁可書・明治39年・叙位巻20』（叙00232100）。また『神奈川県史料』中に明治4年から16年までの履歴が掲載されている（神奈川県立図書館編『神奈川県史料第8巻 附録部1』、1972、719-720頁）。

編まれた『足柄上郡誌』(大正12年)⁽⁷⁾中の伝記、そして、没後間もない昭和8年に、彼が維持、改築に尽力した寒田神社に建てられた石碑の碑文⁽⁸⁾が基礎資料となる。このうち後2者を利用し評伝(3篇)を著したのが、宇佐美ミサ子氏である。⁽⁹⁾「自由民権運動家」⁽¹⁰⁾として活躍していたが、「近代化の遅れている西北部の地域を開発し、東部との格差を埋めること^(ママ)に専念しようと考え⁽¹¹⁾」、「明治政府の体制内に吸収されながら「内からの改革」にむけて独自の政治活動を展開していった⁽¹²⁾」という宇佐美氏の評価は、今日でも舜次郎について語る際の出発点となっている。また寒田神社の石碑文を翻刻し、古老からの聞き書きを紹介する氏の論考は、資料としても貴重である。ただし、その構成には偏りが見られる。重点が置かれているのは出生から明治10年代の自由民権期までで、この時期については一次資料も交えて舜次郎の姿が生き生きと描写されているのに対し、それ以降については、経歴や業績を示すにとどまっている。これは執筆時の依頼に応えたものと推測されるが、上のような関心を持つ著者には隔靴搔痒の感があった。

本稿では、冒頭に紹介した拙著では言及できなかった、中村舜次郎という「異

-
- (7) 足柄上郡教育会編「足柄上郡誌」足柄上郡教育会編・足柄下郡教育会編『足柄上郡誌・足柄下郡史(全)』名著出版(1975復刻)481-494頁。
- (8) 碑文には、「翁は弱冠小田原藩民政局に擢用せられ、廃藩、足柄県より神奈川県に転し、足柄上下両郡長に歴任し、治績顕著に志て野村子、伊藤公に知られ、行政裁判所評定官に昇進、又推されて衆議院議員に当選す。解組以来専心町政に竭さる、常に敬神崇高の念厚く当社を整備、今日の観は美に翁の力大なり、学徳並に高く、享年八十五、南山堂俳号に高、碑面に遺詠を彫し、永久謝恩万意ヲ表スト云爾」と刻まれている(宇佐美ミサ子「豪農民権家中村舜次郎評伝」かながわ風土記(50)、1981、16頁)。
- (9) 同上、「中村舜次郎—地方開発にかけた民権家—」大畑哲編『続よみがえる群像—神奈川の民権家列伝—』神奈川新聞社(1989)、「自由民権運動や地方開発に努めた中村舜次郎」甲辰会編『小田原・足柄の発展につくした人びと』(1991)。
- (10) 宇佐美・同上「豪農民権家中村舜次郎評伝」16頁。
- (11) 同上22頁。
- (12) 同上23頁。

色の評定官」がどのようにして誕生したのかという問いを中心に、彼の生涯を素描する。しかし結論を先取りすれば、著者はこの問いに十分答えられたとはいえず、関係すると思われるいくつかの資料を挙げて推測を示すにとどまっている。また舜次郎の伝記としても、宇佐美氏の卓論に屋上屋を架すものにとどまっている。地方官としても活躍を見せていたことを指摘する点、伊藤博文や野村靖との交流を示す資料を紹介する点、明治20年代以降の足跡をやや詳細に論じる点がささやかな貢献であると考ええる。

2. 足柄地方における活動

舜次郎は、弘化4年8月5日（1847年9月14日）、瀧右衛門の次男として小田原藩が治める松田惣領に生まれた。⁽¹⁴⁾ 舜次郎という名は、外祖父が中国神話の舜王にちなんで名づけた。⁽¹⁵⁾ 生家は、「長い伝統と名望を誇る家柄で、広大な田畑屋敷を所有する豪農層で（中略）小作料の収入も多く米・麦のみならず、商業的経営も行い素封家」⁽¹⁶⁾であった。また母ユキの実家（北村家）も、代々名主を

(13) 宇佐美氏の論考は舜次郎の「自由民権運動家」としての側面を強調するものであるが、この点を見逃しているわけではない（同上19頁）。

(14) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）481頁。

(15) 同上481頁。

(16) 宇佐美・前掲注（8）17頁。

(17) 舜次郎の母について、明治23年に彼女（83才）と会った画家の長頼連（八海）は、「若き時には安藤対馬守の屋敷勤めを被致居由の咄し」を聞いている（長頼連「八海東上日記 三」（工藤二郎氏所蔵）明治23年10月10日条）。工藤二郎編著『八海東上日記抄—老画工の記した明治—』海鳥社（2002）は、同日記の現代語訳である。明治30年7月22日の『東京朝日新聞』記事（「閣老対州の法会^{附たり}対州の乳母」）は、ユキが安藤信正（文政2＝1820年生）の乳母で、「其後引続き奥勤となり阪下事件（文久2＝1862年…著者注）の節も公の側を離れず看護に心を尽くし」と記すが、安藤との年齢差や瀧右衛門と結婚した後も安藤家で奉公を続けていたとは考えづらいため全面的には信用できない。

務めた家であった。⁽¹⁸⁾

兄が夭折したために、舜次郎は中村家の跡取りとして育てられた。「謹厳実直な人柄で、常に村民の指導に心を砕き、農事に意を用い自ら鋤鋤を取り「松田の尊徳」と村民から畏敬されていた」⁽¹⁹⁾父は、幕臣で儒学者でもある林鶴梁の弟子・環新一郎（節堂）⁽²⁰⁾らから儒学を学ばせるとともに、「半日は農事を実習して」彼を養育した。舜次郎は、元治元年に百姓代役を申付けられたのを皮切りに、組頭（元治2年2月）、名主格（慶應3年6月）として、松田惣領の村政に

(18) 草門隆氏談。

(19) 宇佐美・前掲注(8) 17頁。舜次郎は、「松田の尊徳」といわれた父の影響から、報徳精神に親しんでいたと思われる（草門隆氏談）。大正10年10月には、「尊徳ノ遺教ヲ遵守シ以徳報徳ノ道ヲ務メ善行ヲ励メ汚風ヲ矯メ貧乏ヲ興復シ富盛ヲ保持シ救荒賑恤等ノ公益事業ニ資スルヲ以テ目的トス」（足柄上郡教育会編・前掲注(7) 269頁）る松田報徳真穆社（事務所…松田町）を組織し、昭和3年9月の時点で「郡内に互に数百名の社員を有」していた（『報徳真穆社の巡廻講演会』大日本報徳(317)、1928、43頁）（この文献は、草門隆氏のご教示による）。また金原左門は、舜次郎は、「二宮尊徳の伝統的な「分度」と「推譲」の仕法を時代の変化をにらみながら塗り替え、新しい衣をまとって近代化の実践の糧にすえてい」たと述べる（金原左門「「近代」づくりを西相模の水脈に求めて」『相模の美酒と福澤諭吉―「近代化」のビジョンを求めて―』日本経済評論社、2010、139-140頁）。

(20) 足柄上郡教育会編・同上481-482頁。少年時代の舜次郎が遭遇したのが、「青山街道本道争い」事件である。「この事件は二つの街道をめぐる、どちらが本街道であるかという争論である。町屋の人々は「字下の茶屋」より「神山町屋」を経て「十文字渡場」に至る路線を本街道と主張し、「松田本村部」の人々は「字下の茶屋」より真っ直ぐに「川内」「大門」「沢尻」を経て「十文字渡場」に至る街道と主張、双方が対立した。両者とも譲らず遂に争論となった。そのため双方より小田原藩に訴願して結着を要請したが、「松田本村部」の申し立ては却下された。そこで村民たちは江戸表に直訴する計画をたて舜次郎に同行を求めた。しかし、「お上への奸計」ということで父の強力な反対にあい成らなかった」（宇佐美・同上17-18頁）。宇佐美氏は、この事件によって、「封建制下における民衆に一片の人権すら認められない存在に、舜次郎は封建社会の矛盾を認識した」と指摘する（同18頁）。

関わるようになった。⁽²¹⁾ 明治に入ると、足柄県第一大区第十二小区松田惣領戸長（明治5年6月（1872年8月））、第一大区（足柄上郡・足柄下郡）第十二小区副区長（5年11月）、同大区副区長（8年10月）（区長は欠員）、神奈川県第二十一大区区長（10年8月）に任ぜられ、明治国家による地方統治の末端機関として、足柄地方の行政を担当した。⁽²²⁾ そして明治11年11月、新たに置かれた足柄上郡の郡長に任ぜられた。⁽²³⁾ 郡長は、「該府県本籍ノ人ヲ以テ之ニ任ス」⁽²⁴⁾とされたが、これは「地方「名望家」を郡長に任用することによって、府知事・県令の下部統治機構内に組み入れ、彼らの支配力、郷土連帯感を利用して郡長と地方「名望」家層との結合をはかり、それを通じて町村統治を摩擦なく行い、農民一揆と自由民権運動に対抗して、人心収攬と体制の安定をはかろうと企図した」⁽²⁵⁾と指摘されている。

「郡は、町村に対する統治、監督の必要上、町村と関連の深い区域であり、町村が当地単位として果たすことができない要請を補完、代位させる目的をもって設置されたもの」⁽²⁶⁾である。その首長たる郡長の任務は、「事ヲ府知事県令ニ受ケ、法律命令ヲ郡内ニ施行シ、一郡ノ事務ヲ総理ス」ること、「法律命令又ハ規則ニ依テ委任サルル条件、及府知事県令ヨリ特ニ分任ヲ受クル条件ニ付、便宜処分シテ後ニ府知事県令ニ報告ス」ること、「町村戸長ヲ監督ス」⁽²⁷⁾ることとされた。明治11年11月に定められた「地方ノ事務、郡区長ニ於テ処分シテ後知事令ニ報告スルヲ得ルモノ」には、「徴税並地方税徴収及不納者処分ノ事」、「徴兵

(21) 足柄上郡教育会編・同上490頁。

(22) 同上490-491頁。舜次郎が松田惣領を超える地域の行政に関与したのは、明治4年1月に小田原藩民政局より酒匂川通村々役人惣代兼堤防取締役を命じられたときが最初である（同484頁）。

(23) 同上491頁。

(24) 「郡区長管掌の件達」小田原市編『小田原市史 史料編 近代Ⅰ』（1991）109頁。

(25) 山中・前掲注（3）95頁。

(26) 同上93頁。

(27) 前掲注（24）「郡区長管掌の件達」109頁。

取調ノ事」、「身代限財産取扱ノ事」、「逃亡死亡絶家ノ財産処分ノ事」、「官有地ノ倒木枯木ヲ売却スル事」、「電線道路田畑水利ニ障碍アル官有樹木ヲ伐採スル事」、「河岸地借地検査ノ事」、「職遊獵願威銃願ノ事」、「印紙罫紙売捌願ノ事」、「小学校学資金ノ事」の10項目が挙げられた。⁽²⁸⁾

足柄上郡は、明治11年7月制定の郡区町村編制法にもとづいて置かれた（「明治11年甲第145号」）。このとき足柄上郡には、松田惣領を含む88⁽²⁹⁾（87⁽³⁰⁾）ヶ村が含まれた。明治12年の「足柄上郡役所各掛事務仮章程」によれば、郡役所には、「庶務掛（常務・勸業・社寺・戸籍・学務・衛生）、租税掛（国税・地方税・土木）、出納掛⁽³¹⁾」が置かれた。このときの郡長としての仕事ぶり、そして彼の人柄をうかがわせるのが、龍澤潤氏が紹介する明治12年2月17日付の大住・洵綾郡長山口左七郎（青年時に環新一郎のもとでともに学んだ「竹馬の友」⁽³²⁾）宛書翰である。これは山口が郡長としての職務について舜次郎に質問したものへの返答である。ここからは、法令をよく学び、公私の区別をつけ⁽³³⁾、そして慎重に業務に取り組む（ただし臨機応変な対応もできる）彼の姿が垣間見られる。

(28) 同上109-110頁。

(29) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）18頁。

(30) 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史 通史編4 近代・現代（1）』神奈川県（1980）318頁（阿部恒久執筆部分）。

(31) 同上321頁（阿部恒久執筆部分）。

(32) 大畑哲「総説編 山口左七郎と湘南社」大畑哲ほか『山口左七郎と湘南社—相州自由民権運動史料—』まほろば書房（1998）4頁。

(33) 明治末年に舜次郎は、自身が郡長であった頃には、「郡長ガ御馳走ニナツテモ只ハ御馳走ニナラナイ、或ハ御馳走ヲ仕直ストカ、或ハ料金ヲ払フトカ云フヤウナコトデアッタ」と述べ、近時「巡查上リノ警部」などが郡長となり、「マルデ町村ヲ巡回廻スルノハ御馳走ニナリニ歩ク、ソレヲ目的デ出ルヤウナ実況ガ多イ」ことを非難している（「第二十五回帝国議会衆議院町村制中改正法律案委員会議録（速記）第三回」『帝国議会衆議院委員会議録53』東京大学出版会、1988、103頁（中村舜次郎発言））。職務にあたり公私の区別をつけていた様子がうかがえる。

貴書拝読感情候、民費請求書之義ハ、本県乙第四百十六号及乙第七十四号等ノ達候照準、先年十二月分ハ各村ヨリ差出サセ、役所ニ於テ悉皆清書致し、雛形之通り当職ヨリ県令ヘ宛請求書差出候得共、何分一々清書致し、雛形之如ク候テハ其手数寡少候ニ付、過般出港之節出納課主任者ヘ相談シ、各村ヨリ差出シ候書物取纏メ、郡括リ惣計書ヲ添ヘ、其俣請求候積リ相決シ候

○各村戸長役場之義者、小使式参人ヲ仕用スヘカラザル旨（協議会ヨリ支弁スルハ此外）先月中庶務課ヨリ通知候処、本年甲第廿三号ニ依レハ、小使式参人給料ハ地方税ヲ以支給スルカ如シ云々者照会之旨拝承、右ハ御所見之通明文ニ依レハ聊相違無之候、然レ共庶務課之通知之主意ヲ豫スルニ、筆生ハ恰モ小使式参人ト見倣シタルモノ歟（議員ト松尾ノ談論君モ定メテ被存ト察ス）、或ハ十年度ノ小使式参人給ハ地方税ト見倣シ、取揚クルモ十二月以降之各村費ニハ下渡サルル主意歟（オザナレバ郡区役所他指令書等小使及布告布達其如キ配布費ヲ地方税ニテ現ニ差出スルヲ以テ）之両主意ナラント判断シテ、僕ハ各村ヨリ申出ルモ協議費ニシロト云ヒ却下セリ

○県会議員撰挙会ハ来ル廿七日松田惣領延命寺ニ於テ開会候積リ広告セリ、右ニ付テハ本県乙第三十号達ニ地所質入スルモ、所有権ヲ有スルモノニ付、被撰人撰挙人トナルヘク云々ト、僕ハ太政官第十八号公布府県会規則地租ヲ納ムル者云々ニ矛盾スルヲ以テ、乙三十号達之主意ハ郡内ニ告ケズ（内務省乙ノ達モ亦誤リカ）、右ハ畢竟感服候迄伺等ヲナスヘキハ職トシテ不免義ニ候得共、選挙会切迫ニ付、何分経伺之間無之不得止右段取計候也

（中略）

○当役所吏員月給定額ハ是非増テ貰ハネハ逆モ出立ハ出来不申候

○戸長役場ハ可成丈ケ私宅外ニ設置シ、若シ其義能ハサル事情アレハ私宅ト虽モ不苦、然レ共公私混淆セサル様常ニ分界立置、婚姻葬祭等ニモ役場ニ故障無之様受書取置候様郡内ヘ相達シ候

○本県甲廿三号達ニ依レハ協議費ハ町村限適宜（適宜文官ハ或ハかつて我郡戸長専断私恣等ニ流ルノ恐アリ）支弁スヘキ義ニ候得とも、当郡ニテハ断然協議費ハ郡役所ヘ該町村之惣代人連署

之書物ヲ以経伺之上賦課スヘシト相達候事（以下略）⁽³⁴⁾

明治16年に地方巡察使として神奈川県を訪れた元老院議官の関口隆吉は、「本県県令ノ事務ハ外国交際ニ関スル事過半ニシテ頻リニ交際ヲ親密ニシ国權維持拡張ノ儀ニ熱心尽力シ内政ヲ修ムルニ間ナキ」⁽³⁵⁾ために、郡役所は「他県ニ比スレハ事務ノ挙行遅緩」⁽³⁶⁾であると評している。県からの助けが（他に比べて）少ないために、郡の行政も滞りがちになっていたということであろう。関口によれば、このとき舜次郎が郡長に対する県令からの委任事項は、46に上っていた。⁽³⁷⁾これらに加え、紛争の調停（南足柄村における入会地をめぐる紛争）⁽³⁸⁾など、多忙をきわめていたと見られる舜次郎であったが、「郡長ノ名望ハ輓夫だも称する」⁽³⁹⁾とその有能ぶりは広く知られていた。郡行政が専門性を帯びるにつれて地元出身者（地方名望家）では郡長の職が務まらなくなるなかで、長年にわ

-
- (34) 龍澤潤「明治一〇年代の山口家と村・地域」渡辺尚志編著『地方名望家・山口左七郎の明治維新』大学教育出版（2003）96-97頁。この書翰は、神奈川工科大学附属図書館学術情報リポジトリ（https://kait.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2161&item_no=1&page_id=13&block_id=21）で公開されている。「民費請求書取り扱い方法の件 県会議員選挙被選挙資格に関する件：明治12年2月7日 [1879-02-07] 山口左七郎 [宛] / 中村舜次郎」（ファイル名：ki-A07-00514.pdf）（最終閲覧日：令和4年9月27日）。
- (35) 関口隆吉「明治十六年 地方巡察使復命書第八号神奈川県」我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書 下』三一書房（1981）1413頁。
- (36) 同上1379頁。
- (37) 同上1379-1381頁。
- (38) 川島武宜＝潮見俊隆＝渡辺洋三編『入会権の解体Ⅰ』岩波書店（1959）269頁注（1）。
- (39) 「県下足柄上郡近況」『横浜毎日新聞』（明治12年8月14日付）。

たってこれを務めたことから、優秀な地方官だったと見て間違いはない。⁽⁴¹⁾

足柄上郡役所は当初、「江戸時代には年貢米や物資輸送の中継点として宿場を形成し、まさに交通の要衝として重要な役割を担ってきた」⁽⁴²⁾ 関本に置かれた⁽⁴³⁾が、明治12年11月の郡界修正（宮城野村、仙石原村の足柄下郡への移管）による地理的な均衡の変化をうけて、⁽⁴⁴⁾「該村ハ西南ノ間ニ僻在シ施政上不便ノ地」であるという理由から、明治13年8月に松田惣領⁽⁴⁵⁾に移され、延命寺に仮役所が置かれた⁽⁴⁶⁾。

明治22年2月、郡行政の中心地となった松田惣領（同年4月に松田庶子、神山村と合併し松田村となる）に松田駅が置かれた。7月に東海道線新橋・神戸間が開通したが、松田駅がその停車場の一つとなったのである。これは松田がその後「県西部の交通の要衝・中核の地」⁽⁴⁷⁾となる大きなきっかけとなる出来事であったが、このとき「土地の頑迷者を説得して」⁽⁴⁸⁾駅誘致に尽力したのが舜次

(40) 明治11年に神奈川県下で最初に任命された14名の郡長には、地方名望家が10名含まれていたが、明治23年時点では舜次郎も入れて4名となった。このうち最後まで郡長職にとどまったのは、明治33年12月に久良岐郡長を辞任した箕輪三郎である（松本洋幸「神奈川県における郡長の任免に関する一考察」横浜開港資料館紀要（31）、2013、73-79頁）。

(41) 具体的な事柄は記されていないが、金原左門は、舜次郎の郡長時代の治績には福澤諭吉の影響が大きかったとし、「諭吉の薫陶^{くんとう}が明治二〇年代のはじめまで生きている（ルビは原文…著者注）」と述べている（金原・前掲（19）132頁）。

(42) 南足柄市編『南足柄市史7 通史編Ⅱ 近代・現代』（1998）162頁（椿田卓士執筆部分）。

(43) 「明治11年甲第146号」神奈川県立図書館編『神奈川県史料 第2巻 政治部1』（1965）6-7頁。

(44) 南足柄市編・前掲注（42）165頁（椿田卓士執筆部分）。

(45) 「明治13年丙第244号」神奈川県立図書館編・前掲注（43）11頁。

(46) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）244頁。松田に置かれた郡役所は、明治26年3月に新築の二階建て洋館に移された。同487頁は、舜次郎がこれに関わったと記す。

(47) 草門隆『「道」から観える松田の歴史 松田の矢倉沢往還』松田町教育委員会（2021）29頁。

(48) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）486頁。

郎であった⁽⁴⁹⁾。郷土史家の久保三郎は、おそらく口碑も交えた、このときのエピソードを以下のように紹介している。

聞けば国府津に駅が出来、山北にも地形上どうしても駅をつくることが必要だ。するとこの両駅の間にはどこに駅が必要か。距離の関係上今の大井町当時の金田村、田（日…著者注⁽⁵⁰⁾）枝神社のあたりが予定地になったそうである。中村村長（郡長…著者注）は、“それはいかん何かが何でも松田に持って来なければいけないこれを実現させなければ松田の開けるのぞみは絶対ない。”中村村長の決意は固かった、命にかけても駅は松田に持って来る、予定計画を変更してもらうため氏は、中央（東京）にお百度参りをされた。“国府津、山北間の中間の駅はぜひ松田においてもらいたい、この土地一体の将来、つまり立地条件を考えたとき、大局的にみて（只距離だけを根本条件とせず）私は適当と確信します。どうかこの願いをおとり上げください。”その誠意と熱意は尋常でなかった。そして遂に当局を動して氏の念願は入れられたとのことであった⁽⁵¹⁾。

これにより、「足柄諸山ノ産物並石材・米・麦・煙草其他ノ農工産物ヲ他方へ輸出シ、又他方ヨリ肥料其他ノ需用品ヲ購入スル為メ、松田停車場ニ依り京

(49) 「(明治19年)4月7日付武尾宛中村舜次郎書翰」(山北町編『山北町史 史料編 近代』、2002、241頁)において、舜次郎は、東海道延伸の調査に訪れる鉄道少技長原口要の宿泊依頼を武尾弥十郎、喜間太親子(喜間太は明治17年に舜次郎の娘と結婚)に行っている。これは舜次郎が駅誘致に取り組んでいた傍証である。また明治35年の二宮停車場の開設にも、行政裁判所評定官であった舜次郎は、地元からの依頼をうけて仲介の労をとった(川島敏郎『『伊達時とその時代』—自由民権運動などのかかわりから—』二宮町教育委員会編『『伊達時とその時代』—自由民権運動などのかかわりから—』、2018、23頁)。

(50) この誤りは、草門隆氏がご教示くださった。

(51) 久保三郎「松田はどう変ったか」松田町教育委員会編『松田の史話 第1集』(1990) 141頁。

浜・大坂又ハ大住郡秦野町・伊勢原町・愛甲郡厚木町等ノ取引ハ著シク増加シ⁽⁵²⁾たのである。さらに舜次郎は松田・南足柄間の新道開通にあわせて、「古来土橋を以て人馬を通行せしめし十文字橋の危険と不便なるとを憂ひ、私費を投じて木橋を架設し、以て洪水の際、交通社絶の不便を除⁽⁵³⁾」いた⁽⁵⁴⁾。こうして明治20年初頭に、松田村は足柄上郡の行政、交通の中心地となったのである。舜次郎は足柄地方数十ヶ村の行政を担当する地方官であったが、同時に自身の出身地である松田惣領（村／町⁽⁵⁵⁾）の発展にも大いに尽力したのであ⁽⁵⁶⁾った。

彼の松田惣領（村／町）に対する貢献はこれにとどまらない。明治6年5月、最初の公立学校である貫穿舎支校の仮校舎が延命寺に置かれた。10年6月には、寒田神社の東側に本校舎が建てられた⁽⁵⁷⁾が、このとき舜次郎は103円の寄付を行

- (52) 南足柄市編・前掲注(42) 277頁（山本弘文執筆部分）引用の明治26年5月南足柄村会議事録。
- (53) 足柄上郡教育会編・前掲注(7) 487頁。十文字橋は、最初、松田村と吉田島村の共営で、明治23年12月に両村は、舜次郎の息子である中村規矩平に経営権を譲渡した。規矩平はこの後20年間、橋番を置いて個人経営を行った（松田町教育委員会編『まつだの歴史年表』、1994、19-20頁）。
- (54) 草門隆氏は、川音川、酒匂川という比較的大きな川に東西を挟まれている松田には、「道と橋」の因果関係が見られると指摘する（草門・前掲注(47) 18頁）。
- (55) 明治42年4月、松田村は松田町となった。
- (56) 足柄地方の行政の責任者であることと、松田の発展に尽力することを両立させることはときに難しい事態を生じさせたかもしれない。東海道鉄道のルートからはずされ、「驚きは甚大」であった小田原・箱根地域の人々は、明治19年8月に「鉄道局にたいして「鉄道線路御検査願」を提出し、路線変更のための嘆願をおこなった」（小田原市編『小田原市史 通史編 近現代』、2001、202頁（川崎勝執筆部分））。翌月に足柄下郡長に就任した舜次郎はこれらの人々を支える存在となるはずだが、松田に駅を誘致した彼としてはこの運動への関わり方が難しかったであろうことは容易に想像できる。
- (57) 開校百年記念誌編集委員会編『開校百年記念誌』松田町教育委員会（1974）33頁。ただし松田町教育委員会編『松田町皇国地誌残稿 松田惣領 松田庶子 神山村 寄村』（1988）34頁は、「寒田神社社地内旧神官某ノ宅ヲ仮リニ用セル」と記す。

⁽⁵⁸⁾い、大正5年3月にも松田小学校（貫穿舎の後身）の施設費にあてるために田地1反1畝16歩を寄付した。⁽⁵⁹⁾また明治39年12月に自身が幼少時に修業した延命寺が消失した際には、檀徒と協議してこれを新築した。⁽⁶⁰⁾さらに、寒田神社の維持のためにも田地を奉納した。⁽⁶¹⁾宇佐美ミサ子氏の聞き取りに対して古老は、舜次郎のことを「松田のために自分の土地を全部売って尽くしてくれた」⁽⁶²⁾と語っている。⁽⁶³⁾

また舜次郎が、この地域に政治的新風を吹き込んだことも忘れてはいけない。明治13年6月、相模国9郡の2万3,555人の住民の署名を得た「国会開設ノ儀ニ付建言」が元老院議長の大木喬任に提出された。⁽⁶⁴⁾金原左門は、足柄上郡において全戸数の83%強にのぼる5,443名から署名を得ることができたのは、郡長を務める舜次郎の力によるところが大きかったと述べている。⁽⁶⁵⁾また大住・洵綾郡長山口左七郎らと計り、福沢諭吉に建言書の執筆を依頼したとも推測している。⁽⁶⁶⁾明治16年5月、足柄上地方に自由民権学習結社とされる足柄講学会が組

(58) 前掲注 (6)「神奈川県足柄上郡長中村舜次郎任官ノ件」。

(59) 開校百年記念誌編集委員会編・前掲注 (57) 34頁。教育の振興に関していえば、足柄上郡長として、明治13年3月に、小田原師範学校（明治12年10月廃止）を引き継いで足柄上、足柄下、洵綾、大住、愛甲五郡が共立した小田原中学校（明治17年廃止）の運営に参画したことも挙げられる（龍澤・前掲注 (34) 117-128頁）。

(60) 足柄上郡教育会編・前掲注 (7) 481頁。

(61) 同上204頁。

(62) 同上487頁。

(63) 同上487頁。寒田神社御創建千七百年記念誌編集委員会編『寒田神社 御創建千七百年記念誌』（2015）88頁は、舜次郎は、大正4年に「寒田神社大典記念の臨時祭に対し多大な田・山林を寄進」し「後の神社改築等でこの田・山林を役立」ったと記す。

(64) 宇佐美・前掲 (8) 23頁。

(65) 金原左門「諭吉起草の「国会開設建言書」と相州自由民権家」金原・前掲注 (19) 166-171頁。

(66) 同上162頁。

(67) 同上149-150頁。

織された際には、これを庇護したといわれている。足柄講学会の運営は足柄上郡役所の書記や雇が務めていたことから、石倉光男氏は、各地の郡役所同様に、舜次郎が郡長を務める足柄上郡所も「自由民権運動の拠点⁽⁶⁸⁾」であったと述べている。金原は、舜次郎のことを「村民の声を吸い上げ、民意を反映させる努力を重ねてきた⁽⁶⁹⁾」と評価するが、自由民権運動への好意的・協力的な対応もこうした彼の姿勢をあらわすものと考えたい。⁽⁷⁰⁾

3. 行政裁判所評定官

明治29年6月、舜次郎は行政裁判所評定官に任命された。中央では無名の舜

-
- (68) 石倉光男「神奈川県足柄上地方の自由民権運動史料—山北町谷ヶ 武尾家文書を中心に—」足柄乃文化42 (2015) 10 頁。
- (69) 金原・前掲注 (65) 162 頁。金原は、舜次郎がこうした姿勢の持ち主だったことの証拠として、『足柄新聞』（明治5年発行）の経営をあげる。なお舜次郎と『足柄新聞』との関わりについて内田哲夫氏は、別の新聞を経営していた舜次郎が、明治7年に同紙の経営を引き継いだと推測している（内田哲夫「明治初期における西相模の政治と民衆—足柄県の統治に触れて—」神奈川県県民部県史編纂室編『神奈川県史 各論編1 政治・行政』神奈川県、1983、114 頁）。この推測は足柄上郡教育会編・前掲注 (7) 485-486 頁の記述（足柄県中教院の「刊行に係る『足柄新聞』の発達せざるを憂ひ、独力之を引受けて、地方啓発に尽力せんと誓はれ、爾来新聞経営の為、出京して、朝野新聞に成嶋柳北翁、日々新聞に福地櫻痴居士を訪ひて、指示を受け、援助を請ひ、斯くて毎週一様の足柄新聞を日々新聞社にて印刷し、以て地方に配布せり」）とも矛盾しない。
- (70) これまで舜次郎同様に豪農民権家と評価されてきた、「竹馬の友」の山口左七郎について、渡辺尚志『東西豪農の明治維新—神奈川の左七郎と山口の勇蔵—』塙書房（2009）109 頁は、「左七郎は、豪農・地方名望家として、山口家と村・地域の安定・発展について日夜考えていた。そして、それを実現するための手段の一つとして、自由民権思想や報徳思想に接し、主体的に取捨選択しつつ受容していったのであろう。先に自由民権運動家左七郎ありきではなく、先に地域指導者・地方名望家左七郎ありきなのであり、民権家としての顔は彼のもつ多様な顔のうち、重要ではあるがあくまで一つの顔なのである」と述べている。舜次郎と民権運動との関わりを分析するにあたっても重要な指摘であらう。

次郎を知る人は、いったい誰であったのだろうか。亡くなってから2年後に寒田神社に立てられた碑には、「治績顕著に志て野村子、伊藤公に知られ、行政裁判所評定官に昇任⁽⁷¹⁾」と刻まれている。また彼の生存中に編まれた『足柄上郡』中の伝記にも、「氏は夙に伊藤公並野村子の知遇を受けられ、交情愈深く⁽⁷²⁾」との記述が見られる。確かに彼が評定官に任命されたのは第二次伊藤内閣のときであるが、舜次郎が首相の伊藤や内相の野村（明治29年2月辞職）に知られていたのはなぜであろうか。

伊藤と舜次郎との間に接点できたのは、伊藤が父十蔵の邸宅とするために小田原町に夏島の別荘の一部を移し、自身も別荘（滄浪閣）を建てて、「政治の中心地から一步引いた地に拠点を構えた⁽⁷³⁾」明治22年から23年にかけてであろう。この地で伊藤は、辻村甚八（真助）をはじめとする地域の有力者たちと関係を結んだ⁽⁷⁴⁾。もちろんそのなかには、明治19年9月より小田原⁽⁷⁵⁾（町）を含む足柄下郡の郡長を務める舜次郎も含まれていた。足柄下郡長時代の舜次郎は通常の職務に加え、町村合併問題（「足柄上郡曾我村のうち上曾我と曾我大沢の二つ

(71) 宇佐美・前掲注（8）16頁。

(72) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）487頁。

(73) 奈良岡聰智「伊藤博文と大磯」大磯町郷土資料館編『伊藤博文没後100年記念展 滄浪閣の時代』（2009）32頁。

(74) 「辻村甚助は辻村分家一屋号綿店（わたみせ）一から総本家一本店（ほんだな）一の辻村家第五代一曾比甚一を継いだ人である。当時、伊豆、相模、山梨にわたる全国有数の山林家大地主でこの財力を各方面に生かしていた。小田原の地元では“真助さん”と呼ばれ親しまれ漢詩作りに造詣が深く彼の漢詩集「散木集」には二七〇賦が集められている。当時小田原に住んでいた伊藤博文とも親交があり、いくつかの逸話も話されている。他人の悪口は決して言わず皆に慕われ、時に損をすることもあった。平素から体が弱く、二度渡欧を企てたがこの雄途は果せず明治二六年四二才で夭折した」（松浦正郎『小田原が生んだ辻村伊助と辻村農園』箱根博物館、1994、18頁）。

(75) 中野敬次郎『小田原近代百年史』形成社（1968）174-177頁。

(76) 明治22年4月に、5つの町（小田原駅幸町、小田原駅万年町、小田原駅新玉町、小田原駅緑町、小田原駅十字町）が合併して小田原町が成立した。

の村落を足柄下郡下曾我村へ合併する事件⁽⁷⁷⁾」や明治23年8月から9月に猛威を振るったコレラの対策といった困難な事件の対応に奔走する日々を送っていた。

伊藤が舜次郎を知っていたことは、明治23年(推定)8月3日付の伊藤宛伊東已代治(枢密院書記官長)書翰に、「小生携帯之雑誌 *nineteenth century* 一冊御机辺に取遣し途中にて心付申候。乍憚中村郡長を煩し御郵送被下度奉懇願候。同氏并子安(峻・元読売新聞社社長…著者注)君へも宜敷御礼申上度候⁽⁷⁸⁾」と舜次郎の名前が出てくることからわかる。また明治23年夏に野村の別荘(香夢庵)に滞在していた画家の長頼連(八海)の日記には、「今夜伊藤殿被参中村郡長と囲碁有之候⁽⁷⁹⁾」と、舜次郎が伊藤と親しかったことを示す記述が見られる。『足柄上郡誌』の伝記には、「公親しく氏の邸に駕を駐められしこと⁽⁸⁰⁾」があり、さらには「公に随ひ大阪に赴⁽⁸¹⁾」いたこともあったと書かれているが、少なくとも明治24年11月に足柄上郡長に異動するまでは伊藤の傍にあったと推測される。その後も伊藤との交流は続いた。例えば評定官であった明治32年6月には、医師で元神奈川県会議員の伊達時とともに大磯の伊藤のもとを訪れ、「談数時間に涉り、支那慶親王(愛新覺羅奕劻?…著者注)⁽⁸²⁾・李鴻章(ルビは原文…著者注)・及榮祿等よりの書翰を一覧⁽⁸²⁾」している。

一方、野村が舜次郎を知ったのは伊藤より古く、神奈川県権令(明治11年7月より県令)となった明治9年3月頃であろう。野村は当初、舜次郎ら「地元の有力者となるべく問題を起こさない(中略)官民協力しての県政、すなわち

(77) 金原左門「解題」小田原市編・前掲注(24)390頁。

(78) 「明治(23)年8月3日付伊藤博文宛伊東已代治書翰」伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 2』塙書房(1974)112頁。

(79) 長・前掲注(17)明治23年10月25日条。

(80) 足柄上郡教育会編・前掲注(7)487頁。

(81) 同上487頁。

(82) 川島敏郎翻刻『伊達時日記』ダイジェスト版)二宮町教育委員会編・前掲注(49)45頁(明治32年6月24日条)。『伊達時日記』の存在は、草門隆氏のご教示による。

「官民協和」県政（中略）を忠実に実践していった⁽⁸³⁾。しかしその後野村は、地方に対する統制を強める政府への追従及び民権運動家への不信からこれを放棄した⁽⁸⁴⁾。明治14年11月下旬には、野村の保守的な憲法論に反発した山口左七郎大住・淘綾郡長が辞職したが、「竹馬の友」の舜次郎は、「むしろ郡長職にとどま⁽⁸⁵⁾」⁽⁸⁶⁾った。その理由について宇佐美ミサ子氏は、「近代化の遅れている西北部の地域を開発し、東部との格差を埋めること^(ママ)に⁽⁸⁷⁾専念しよう」と考えたと推測されている。舜次郎の心の内はわからないが、彼が郡長にとどまったことが野村（県）を喜ばせたことは間違いない。野村の別荘も滄浪閣のごく近くにあり、神奈川県令退任後も両者の間には交流があった。例えば先に紹介した長頼連（八海）の日記には、「今夕伊藤博文君被参野村靖君と御談話有之又夜に入り居て郡長中村^(ママ)舜二郎被参居て庭の床几にて夜更るまで御談話有之⁽⁸⁸⁾」と、野村と親しい関係だったことが記されている。明治23年9月に野村の長男（尚一）がコレラで亡くなった際には、遺体の「夜番⁽⁸⁹⁾」や東京への移送⁽⁹⁰⁾を任されている。

評定官は勅令で定員が決まっているため、退任（官）者が出たときに補充されるのが一般的であった。舜次郎は、ロシア皇帝ニコライ2世の戴冠式に参列する山縣有朋に随行するために、明治29年2月に評定官との兼任を解かれた都筑馨六（内務省土木局長）の後任であったと見られる。舜次郎の就任まで約4ヶ月の空白があったこと、また東京大学、ベルリン大学で学び、山県有朋や井上馨の麾下であった勅任官（二等）の都筑（34歳）の後任が、中央では無名で

(83) 大湖賢一「野村靖の地方制度論—神奈川県令期を中心に—」京浜歴史科学研究会編『近代京浜社会の形成』岩田書院（2014）190頁。

(84) 同上211-212頁。

(85) 宇佐美・前掲注（8）22頁。

(86) 渡辺尚志氏は、山口は明治14年春からすでに辞職を願っており、その引き金になったのが憲法論争であったと述べる（渡辺・前掲注（70）89頁）。

(87) 宇佐美・前掲注（8）22頁。

(88) 長・前掲注（17）明治23年8月26日条。

(89) 同上明治23年9月15日条。

(90) 同上明治23年9月16日条。

あった奏任官（七等）の舜次郎（48歳）であったことから見て、即座に適当な人物を見つけることができなかったと推測される。評定官採用にあたっては、長官が声をかける以外に、長官から個人を特定しない形での各省への照会、人事係の評定官からの勧誘、自薦、行政庁の推薦、行政庁から長官への依頼など、様々なケースがあった。当時の行政裁判所に舜次郎と特に関係のある人物は見当たらないので、このときの人事は、都筑の後任を出すということで内務省主導で行われたのであろう。

この頃、内務省内では、従来の評定官人事を批判する声が聞かれた。明治27年10月、渡辺千秋前内務次官は井上馨内相に宛てて、横村正直長官と「評定官ノ間秩序其宜シキヲ欠キ統御其道ヲ失フ」行政裁判所の内実を知らせる以下のような書翰を出している。

該所ハ創業ニ当リ鹿児島県知事ヨリ千秋転任シ其当初ノ計画ヲ頒セリ其際実ハ法律ニ練熟スルモノトシテ南部甕男ヲ入レ行政経験アルモノトシテ千秋ノ如キモノ猶之レニ当レリ然レト暫時ニシテ南部ハ出テ控訴院ニ入り千秋ハ退テ北海道長官等ニ遷リ前後ヲ善クセス僅ニ本田親雄ヲ存シ後ニ至リ實際行政ノ趣味ヲ踐行セサル箕作ノ類及法律家若干ヲ剩セリ（中略）

現長官ハ行政上ノ実験ニ富ムヲ以テ其裁判上ニ於ルモ其便宜ヲ頗ルハ申ス迄モナク殊ニ内務省地方官ノ如キ便宜少カラス実ニ称スヘキモノアルニ拘ラス往々評定官ノ秩序ナキヲ以テ却而反対ノ結果アルヤヲ疑フヲナキニ非ス諺ニ云フ牛ノ角ヲ理セントシテ牛ヲ殺スノ憂ナキカ是レ評定官ヲ率ユルニ或ハ其道ヲ以テセサルノ過ニアルヘキカ

今ヤ該衙門ノ意向ハ地方官中ニテ行政実務ニ練達シ統御ノ術ニ長スル長官其人ヲ得テ以テ弊事ヲ草清一掃セントスルノ如シ

千秋之レヲ知ル該衙ハ司法衙門ト異リ到底行政上経験ナキ人ニハ之レヲ治メシムル頗困難ノ事情アリ宜シク上ニ其人ヲ得テ長官能ク若手ノ法律家ヲ利用シー二ノ実験家ノ議論ヲ容レシメ始メテ行政裁判ノ詭道ニ陥ラサルニ

⁽⁹¹⁾
至ル

渡辺の指摘するとおり、当時の行政裁判所は、「實際行政」の経験が少ない者（司法官出身者や法制局出身者）が多数を占めていた。しかも明治29年5月には、「實際行政ノ趣味ヲ踐行セサル」と名指して批判された箕作麟祥が長官に就いていた。とはいえ、渡辺がいうような、「地方官中ニテ行政實務ニ練達シ統御ノ術ニ長スル」人物を行政裁判所に迎えるのは容易ではなかった。その理由については、舜次郎在職時に長官を務めていた周布公平の発言が参考になる。

其役所ハ至ツテ閑散ノ役所テアツテ人民ヨリ諸官衙ニ対シテ行政ノ訴訟ヲ起スノニ裁判ヲ下タスノテアル其数ハ年ニ二百件乃至三百件位テアツテ評定官ハ十一名ノ中ニハ兼任ノ人モアル大抵隔日二十時頃ヨリ法廷ヲ開ヒテ昼マテニハ開廷ヲスル又午後一時頃ヨリ四時頃迄開クコトモアル其仕事ハ何時モ訴訟ノ事実ヲ取調ヘテ之ヲ法令ニ照シテ是非ヲ判断スルノテアツテ同シ事ヲ幾個モ繰返スノデアル誠ニ退屈ナル仕事デ行政官ノ如キ活動ヲシテ面味ノアル仕事テハナイ誠ニ乾イタ趣味ノナイ仕事デアル⁽⁹²⁾

政策を立案し、それを実行する内務省をはじめとする各省の活動に比べ、個々の事案にそくして行政活動の合法性を審理するという行政裁判所の職務は地味であった。加えて「立身出世」の観点からも、評定官のポストは魅力的ではなかった。行政裁判法は5年以上の高等官若しくは裁判官の勤務経験がある者から任命すると規定していたが、実際に任命されるのは早くて高等試験合格から10年、ほとんどは15年から20年勤務した者であった。30代後半から10年以上勤務すると（専任評定官の約40%が10年を超えて在職した）、官等、年齢の

(91) 「渡辺千秋 8通（明治26年7月29日-40年10月16日）」国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』（673-（11）-2）中の明治27年10月9日付井上馨宛渡辺千秋書翰。

(92) 「周布公平ノ記」国立国会図書館憲政資料室所蔵『周布公平関係文書』（566）。

面でも異動はほぼ不可能であるため、時代が下れば下るほど専任評定官は「上がりポスト」と見なされた（舜次郎も、行政裁判所評定官を最後に官界を去った）。それゆえ行政官のなかには、就任に二の足を踏むものも当然いたのである。

これまで述べてきたこと及び挙げてきた資料から、内務省は地方行政に通じた者を後任に据えようとしたが適任者が見つからず、舜次郎に白羽の矢を立てたと現時点では考えておきたい。長年にわたり郡長を務めていた舜次郎は、間違いなく「行政実務ニ練達シ」た者であった。そして、中央では無名であったものの、伊藤首相や野村内相にその能力と人柄を知られた人物でもあった。もちろん彼の能力を見込んだうえでの採用であるが、長年にわたり地方統治に貢献した舜次郎の労に報いる目的から、高位だが閑職と見られた行政裁判所評定官の椅子を与えたと見ることも可能である（実際、評定官在職中に、彼は郡長ではほぼ不可能な高等官四等に陞っている）。

評定官就任の知らせに周囲の人々は大いに沸いた。舜次郎の娘の義父で元神奈川県会議員の武尾弥十郎は、これを「栄転」とし、「殊勝ノ名誉⁽⁹³⁾」と書き記している。確かに次官や地方長官を狙う官吏からすれば評定官はあまり歓迎されなかったかもしれないが、郡長からの任用は前例のないもので間違いなく抜擢人事であった。戦後においても「在地の古老たちは、舜次郎のことを「評定官さん」⁽⁹⁴⁾と呼んで親しんでいたといわれる。

舜次郎在職中の明治34年5月に行政裁判所は二部制を採用した。最初舜次郎は、山脇玄が部長を務め、「土地森林原野下戻ニ関スル事件」、「官有林野境界査定ニ関スル事件」を担当する第二部に属した。その後しばしば所属部が変更しており、長年郡長を務めたという経歴に鑑みて特定事件の専門とされた様子は

(93) 「【相模国足柄上郡谷ヶ村 武尾家文書】当用雑記（二）」神奈川県立公文書館所蔵『相模国足柄上郡谷ヶ村 武尾家文書（山北町）』（2199951556）「松田村中村舜次郎君御転任之事」の条。

(94) 宇佐美・前掲注（8）23頁。草門隆氏によれば、「評定官」は戦後においても舜次郎の家の「屋号」として通用していた。

(95) 明治23年法律第106号（「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」）が定める主な訴訟事項（「海関税ヲ除ク外租税及手数料ノ賦課ニ関スル事件」、「租税滞納処分ニ関スル事件」、「営業免許ノ拒否又ハ取消ニ関スル事件」、「水利及土木ニ関スル事件」、「土地ノ官民有区分ノ査定ニ関スル事件」）をはじめ、行政裁判所に持ち込まれる事件全般に取り組んだと考えられる。また当事者の申立てや職権による実地検証（⁽⁹⁶⁾宮崎県、⁽⁹⁷⁾長野県、⁽⁹⁸⁾奈良県）についても、他の評定官同様に行っている。

舜次郎在職中、行政裁判所では新受件数が急増した。評定官就任の翌年（明治30年）には125件だったのが、明治35年以降は、378件、618件、1,290件、391件と増加していった。その一因は、明治32年3月制定の国有土地森林原野下戻法にあった。同法第6条により行政裁判所への出訴が明治33年6月末までに申請し却下されたものに限られたため、国有土地森林原野の下戻に関する訴訟が著しく増加したのである。判決件数も明治30年は98件だったが、明治35年以降は、209件、307件、264件、258件と増加した。判決件数の増加率が新受件数のそれほどではないのは、これが行政裁判所の処理能力の限界だからである。

舜次郎が裁判官としてどのような考えを持っていたのかはわからない。そ

(95) 舜次郎は、第二部の所管が「租税滞納、懲戒賠償、水利土木、保安林、恩給扶助料に関する事件、土地森林、原野下戻に関する事件（九州各県に係るものを除く）」となった際に、これに属さない一切の事件を担当する第一部（部長：松岡康毅長官）に移ったが、その後、「租税滞納、懲戒賠償、水利土木、保安林、恩給扶助料及酒造税に関する件、土地森林原野下戻に関する事件（九州各県、岡山、広島、山口、鳥取、島根の五県に係るものを除く）」を担当する第二部（部長：山脇玄評定官）に戻った。さらに明治39年には、「租税滞納、懲戒賠償、水利土木、保安林、恩給扶助料及酒造税に関する件、土地森林原野下戻に関する事件（九州、四国、岡山、広島、山口、鳥取、島根の五県に係るものを除く）」以外の事件を担当する第一部（部長：渡邊廉吉評定官）に移った。

(96) 『官報』（明治33年7月7日付）。

(97) 『官報』（明治35年10月13日付）。

(98) 『官報』（明治37年4月5日付）。

の代わりに、当時の行政裁判所の性格を勝訴率を手がかりに述べておきたい。舜次郎が在職した明治29年から39年に行政裁判所が下した判決は2,180件であった。内訳は勝訴が423件、敗訴（棄却）が1,379件、却下が378件であった。勝訴率は20%、実質勝訴率（勝訴÷（判決－却下））は26%であった（行政裁判所判決全体における勝訴率は25%、実質勝訴率は31%である。ちなみに現在の「行政訴訟第一審における請求認容率は、一部認容を含めても10%程度である⁽⁹⁹⁾」。「官庁の保護機関」と揶揄されることもあった行政裁判所であるが、実際には行政側の主張を無批判に受け入れていたわけではない。これまで郡長として多忙な日々を送っていた舜次郎にとっては「乾イタ趣味ノナイ仕事」だったかもしれないが、それなりに充実していたものと推測する。

舜次郎在職中の行政裁判所では、派閥対立が生じていた。きっかけは、舜次郎が評定官に就任した翌年の明治30年11月の箕作麟祥長官の急死である。このとき所内には山脇玄の昇任を希望する声があったが、松方正義首相はこれを退けて前兵庫県知事の周布公平を後任に据えた。しかし山脇をはじめとする一部の評定官はこれに反発し、所内では長官派（周布派）と反長官派（山脇派）が激しく対立するようになった。報道によると舜次郎は、長官派閥であるが少数派の周布派に属した⁽¹⁰⁰⁾。明治31年11月、所内を統制できなかった周布は辞任し、山縣有朋首相の推薦で松岡康毅が新たに長官に就任した。松岡長官の下でも山脇らの「反抗」は収まらなかったが、このときの舜次郎の立場はよくわからない。ただ、山脇に「寝返った」ことを示す資料が見当たらないこと（山脇派は法制局出身者と彼が経営に関与する独逸学協会学校出身者から構成された）、新長官の松岡が元上司（内務次官）であったことから、中立派あるいは松岡派だったのではないかと想像する。

明治39年8月、舜次郎は行政裁判所評定官を退いた。理由は、「脳病ニ苦ミ劇務ニ応シ難キノミナラス時々眩暈ノ発作スル」⁽¹⁰¹⁾ためとされている。還暦を目

(99) 水野・前掲注(5) 159頁。

(100) 「行政裁判所長官排斥運動」『読売新聞』（明治31年7月13日付）。

(101) 「行政裁判所評定官中村舜次郎依願免本官ノ件」国立公文書館所蔵『任免裁可

前としていたこともあろうが、同年1月に長官に就任した山脇玄からの勸奨もあったとされる。新聞紙上では、「中村舜次郎氏また長官の論旨に従ふて辞表を提出して郷里に引退し⁽¹⁰²⁾」たと報ぜられている。舜次郎とその直後(9月10日)に退官した本尾敬次郎(前官:退職判事)(58歳)の後任には、学習院教授の清水澄(38歳)と法制局参事官の上山満之進(36歳)が採用された。両者とも帝国大学出身で、地方官としての勤務経験は長くなく地方行政の実態に通暁しているわけでもなかった⁽¹⁰³⁾。そしてこれ以降も、舜次郎のような実績を積んだ郡長が評定官に登用されることはなかった。辞表には、「奉職以来未タ涓埃ノ微功ヲモ奏スルニ及ハス」と記されているが、10年以上も勤務することができたことから見て必ずしも不向きだったとは思われない。同様の経歴の者が後任とされなかったのは、舜次郎の採用が「行政実務ニ練達シ」た郡長の採用という方針から行われたものではなく、彼個人の能力を見込んだ抜擢だったことを示唆しているように。

4. 郡内の元老

松田村に戻った舜次郎は、明治41年5月の第10回衆議院議員総選挙に出馬し当選した。地元から推されたと見るのが自然である。当選後は立憲政友会に所属した。一期、しかも任期途中で辞職しており、政党政治家として大きな仕事

書・明治39年・任免巻22』(任B00444100)。

(102)「行政裁判所評定官の終身保障問題—本尾評定官敢然闘争—」『萬朝報』(明治39年9月1日付)。

(103) 明治27年7月に帝国大学法科大学を卒業した清水は、明治29年11月に高等試験に合格して翌年3月に東京府参事官となるが、同年8月に社寺局に移り翌年7月に学習院教授となった。他方、明治28年7月に帝国大学法科大学を卒業し同年に高等試験に合格した上山は、青森県参事官(明治28年12月-29年5月)、山口県参事官(明治29年5月-31年12月)を務めており、清水よりは地方官としての勤務期間は長かった。しかし、到底「行政実務ニ練達シ」た地方官とはいえないだろう。

をしたわけではない⁽¹⁰⁴⁾。第25回帝国議会（明治42年2月）に、根本正（立憲政友会）らとともに「町村制中改正法律案」を提出したことが目立つぐらいである。これは、第23回帝国議会（明治40年2月）に政府が提出した「町村制改正法律案」及び第24回帝国議会（明治41年2月）に湯山壽介（立憲政友会）が提出した「町村制中改正法律案」を参考にして作成した案である。これらと比べ舜次郎らの改正案の特徴といえるのは、行政争訟の機会拡大（第4条第4項、第94条第4項、第104条）と行政裁判所判決（「明治40年3月27日第一部宣告」⁽¹⁰⁵⁾）と矛盾する条文の改正（第29条第3項）を求めている点である。ここからは、約10年間の評定官勤務を経て、舜次郎が行政争訟（行政裁判所）の重要性を認識し、その働きに一定の信頼を寄せるようになったことがわかる。

明治42年7月、舜次郎は選挙違反の嫌疑を受けて拘引され、約1ヶ月にわたり横浜監獄に収監された⁽¹⁰⁷⁾。事件は、日糖事件で有罪となった長谷川豊吉が衆議院議員を辞職したことをうけて、明治42年4月に実施された補欠選挙で起きた。立憲政友会神奈川県支部は運動費を自弁するとの条件のもと、実業家で神奈川県会議員の土屋大次郎を候補者とした。土屋から提供された資金の一部は、舜次郎を中心に「弁当料」等の名目をもって足柄上下両郡の選挙人に20銭ずつ配られた。予審調書には、「足柄上下両郡ハ従来選挙人ノ風習宜シカラス弁当料其他ノ名義ヲ以テ金銭ヲ供与スルニアラサレハ勧誘ニ応セサル悪弊」⁽¹⁰⁸⁾があると

(104) 具体的な事柄は記されていないが、宇佐美ミサ子氏は、議員時代の舜次郎は「中央政界と地域をつなぐパイプ役となり、産業の振興、教育文化の向上に努め」（宇佐美・前掲注（8）23頁）たと述べる。

(105) 『行政裁判所蔵版 行政裁判所判決録21〔自第18輯1巻明治40年1月至第18輯6巻明治40年7月〕』文生書院（1990復刻）293-297頁。

(106) 「衆議院議事速記録第十三号」『帝国議会衆議院議事速記録23』東京大学出版会（1980）238-239頁。

(107) 「中村議員拘引」『東京朝日新聞』（明治42年8月2日付）、「中村代議士保釈」『東京朝日新聞』（明治42年9月12日付）。

(108) 「【相模国足柄上郡谷ヶ村 武尾家文書】予審終結決定書（本件を地方裁判所の公判に付す）」神奈川県立公文書館所蔵『相模国足柄上郡谷ヶ村 武尾家文書（山北町）』（2200200550）。

記されており、舜次郎の選挙人買収はこの「悪弊」にしたがったものであったと見られる。明治42年11月、横浜地方裁判所は禁錮1ヶ月の判決を下したが⁽¹⁰⁹⁾、舜次郎は控訴して辞職しなかった。しかしこの対応には衆議院議員選挙法第11条第4号を根拠に辞職すべしと批判の声があがり⁽¹¹⁰⁾、結局、明治43年11月に辞職した⁽¹¹¹⁾。舜次郎が所属した立憲政友会の領袖原敬は、辞職の挨拶に訪れた舜次郎について以下のように記している。舜次郎に対する悪感はなく、「刑罰ノ力ニヨリテ選挙界ヲ清浄ニセント途方モナキ考ヲナス」「裁判官等」の「犠牲」になったと記している。

神奈川県選出議員中村舜次郎選挙法違反ニテ大審院ニモ上告セシガ到底其申分立タズシテ遂ニ原裁判ノ如クナルトノ内情故十日議員ヲ辞シタリトテ今朝来訪セシガ同人ハ元ト行政裁判所評定官モセシ人ニテ正直ノ男ナルガ土屋大次郎ノ選挙ニ際シ其運動ノ為メ五百円斗リ選挙民ニ与ヘタリトテ申分立タズ執行猶予トハナリタレト一ヶ月斗リノ禁獄トナリタルモノナルガ選挙ハ今ノ選挙法ニテハ到底清浄無垢ナルヲ能ハズ故ニ大体ニ害ナキモノハ大目ニ見ルノ外ナキニ裁判官等ハ法律寧ロ刑罰ノ力ニヨリテ選挙界ヲ清浄ニセント途方モナキ考ヲナスヨリ各地ニ於テ陸続犯罪者ヲ出セリ中村モ此馬鹿ラシキ法官等ノ為メニ犠牲ニ供セラレタル一人ナリ氣ノ毒ノ至ト云フヘシ⁽¹¹²⁾

(109) 「神奈川県選挙違反判決▽中村代議士も有罪▽五年間停止五十八人」『東京朝日新聞』（明治42年11月24日付）。

(110) 前田英昭「花井卓蔵『現行選挙法は残酷極まる悪法！』」国会画報40（8）（1998）18-21頁。この舜次郎の事件などをうけて、明治43年10月の衆議院議員選挙法改正により、「禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ル迄ノ者」は、「被選挙権ヲ有セス」との第11条の第4項は削除された。

(111) 「中村代議士辞職」『東京朝日新聞』（明治43年11月13日付）。

(112) 岩壁義光＝広瀬順皓編『影印原敬日記 第7巻』北泉社（1998）214-215頁（明治43年11月12日条）。

舜次郎はこの後隠退生活に入る⁽¹¹³⁾。身近な者の死を経験したこともあって、古稀を過ぎた大正6年10月には、新井石禅（のち曹洞宗管長）より得度を受け仏門に入った⁽¹¹⁴⁾。しかし松田町に対する貢献はその後も続けられ、大正10年には東京人造絹糸製造所の工場（翌年完成）を誘致した⁽¹¹⁵⁾。大正12年9月には76歳で松田町長に選ばれた⁽¹¹⁶⁾。関東大震災により、死者13名、全潰302戸という大きな被害が出た松田町において、「郡内の元老として、顧問として重ぜられ」ていた彼が、復興の先頭に立つことになったのである⁽¹¹⁷⁾（翌年9月辞任⁽¹¹⁸⁾）。さらに昭和2年4月の小田原急行鉄道小田原線（小田原・新宿間）開通にあたっての駅（新松田駅）誘致にも、力を尽くしたといわれる。足柄上郡の「郡都」⁽¹¹⁹⁾として、行政機関だけでなく、金融機関、病院、商店、飲食店などが集まり町が賑わいを見せていた昭和初年は、松田が「一番輝いた頃」⁽¹²⁰⁾といわれる。こうした松田の発展を見届けて、昭和6年3月14日に舜次郎は83年の生涯に幕を下ろした。彼が眠るのは、少年時代に修業し、後に再建に尽力した延命寺である。

(113) 宇佐美ミサ子氏は、「一九一二（大正元）年恩赦に浴し、再び政界へ復帰し神奈川県会議員となる」（宇佐美・前掲注（8）23頁）と記す。しかし、当該時期の足柄上郡選出の県会議員中に舜次郎の名は見当たらない（神奈川県議会事務局編『神奈川県会史 第3巻』神奈川県議会、1955、69頁）。大正6年から大正10年には、松田町会議員を務めていることが確認できる（松田町制百年史編集委員会編『松田百年—小さくても、きらり輝くまちへ—』松田町、2009、158頁）。

(114) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）489-490頁、494頁。

(115) 松田町制百年史編集委員会編・前掲注（113）18頁。

(116) 同上20頁。

(117) 『神奈川県震災誌』神奈川県（1927）708頁（「罹災住屋非住屋損害」）。

(118) 足柄上郡教育会編・前掲注（7）490頁。

(119) 福田以久生編『まつだの歴史』松田教育委員会（1977）378頁（川副礼子執筆部分）。

(120) 松田町制百年史編集委員会編・前掲注（113）20頁。

(121) 福田編・前掲注（119）256頁（川副礼子執筆部分）。

(122) 松田町制百年史編集委員会編・前掲注（113）34頁。

(123) 同上34頁。

5. 中村舜次郎年譜

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
弘化4	8	出生。	
弘化5			
嘉永元			
嘉永2			
嘉永3			
嘉永4			
嘉永5			
嘉永6			
嘉永7	(修業時代)		
安政元			
安政2			
安政3			
安政4		・8歳で外祖父に書を学ぶ。	
安政5		(・小田原藩士松隈某に教えを受ける。)	
安政6		・延命寺住僧の下で修業(13歳まで)。	
安政7		・小田原藩儒松隈謙 ⁽¹²⁴⁾ の私塾で学ぶ。	
万延元		・寶壽院住僧恵浄 ⁽¹²⁵⁾ の教えを受ける。	
万延2		・15歳で堤東林の教えを受ける。	
文久元		・熊澤又造、間宮仁三郎(のちの山口左七郎)とともに、環新 ⁽¹²⁶⁾ 一郎(節堂)の教えを受ける。	(「青山街道本道争い」事件) ⁽¹²⁷⁾ ・神山・町屋と大門・松田の間で本道争いが生じ、双方が小田原藩に訴願。訴えが認められなかった松田側が道中奉行に直訴し処罰される。その後、小田原藩奉行所が名主に調停を命じるも不調。
文久2			
文久3			
文久4			

(124) 文部大臣官房報告課編『日本教育史資料 8』(1892) 271頁。

(125) 高田稔『神奈川の寺子屋地図』神奈川新聞(1993) 229頁。

(126) 同上229頁は、開業を慶應年間と記す。

(127) 草門・前掲(47) 14頁。

(128) 足柄上郡教育会編・前掲注(7) 482頁は、「彼等(首唱者高橋某)は江戸を出て、道中奉行高井但馬守の登城の途中を期待して、予定の如く直訴をなした」と記しているが、直訴の相手は、勘定奉行、大目付を務め、道中奉行を兼ねた

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
元治元	2	松田惣領百姓代役。	
元治2	2	松田惣領組頭役。	
慶應元		松田庶子に寺子屋を開く。 ⁽¹²⁹⁾	
慶應2			
慶應3	6	名主格を申付けられる。	
慶應4			
明治元			
明治2			
明治3			
明治4	1 11	酒匂川通村々役人物代兼堤防取締役。	足柄県設置。
明治5	6	足柄県第一大区第十二小区松田惣領戸長。	
明治6	5 11	足柄県第一大区第十二小区副区長。	延命寺に貫穿舎支校仮校舎を設置。
明治7		『足柄新聞』の経営を引き継ぐ。	
明治8	10	足柄県第一大区副区長。	
明治9	3 4		野村靖が神奈川県権令になる。 足柄県廃止により、松田惣領は神奈川県に編入。
明治10	6 8	神奈川県第二十一大区区長。	寒田神社の東側に、貫穿舎支校本校舎を建設（舜次郎寄付）。

「酒井但馬守（忠行）」の誤りであろう（小川恭一編著『寛政譜以降 旗本家百科事典 第3巻』東洋書林、1997、1200頁、深井雅海＝藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成 第33巻（安政7年-文久2年）』東洋書林、1999、372頁及び398頁）。

- (129) 文部大臣官房報告課編・前掲注(124) 297頁。同書は明治3年に男30人、女10人が学び、同年廃業したと記すが、高田・前掲注(125) 230頁は廃業が明治6年3月の可能性を指摘する。

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
明治11	7 11	足柄上郡長（准八等官）。	郡区町村編制法。
明治12			
明治13	3 6 8		小田原中学校設立（舜次郎関与）。 「国会開設ノ儀ニ付建議」提出（舜次郎協力）。 足柄上郡役所が松田惣領に移転。
明治14	11		山口左七郎が大住・淘綾郡長を辞職。 野村が神奈川県令を辞職。
明治15			
明治16	5		足柄講学会組織（舜次郎庇護）。
明治17		娘ヒサが、武尾弥十郎の息子・喜間太と結婚。	
明治18			
明治19	4 7 8 9	武尾家に原口要（鉄道少技長）の宿泊を依頼。 足柄下郡長（奏任官五等）。	鉄道幹線が東海道に変更。 小田原の有志が路線変更を訴える。
明治20			
明治21			
明治22	2 4 5 7 12	木造の十文字橋を建造する。	松田駅設置（舜次郎誘致）。 松田村設置。 松田・南足柄間の新道開通。 東海道線新橋・神戸間開通。 伊藤博文が父の居宅とするために、 夏島別荘の一部を小田原に移設。 ⁽¹³⁰⁾

(130) 大磯町郷土資料館編・前掲注（73）16頁。

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
明治23	8	野村靖宅で、野村、伊藤博文と談話。	小田原でコレラが流行する。
	9		野村靖の長男が病死（舜次郎は遺体の夜番を行い、遺体を東京に移送）。
	10	野村の家で、伊藤と囲碁。	滄浪閣が小田原に完成。 ⁽¹³¹⁾
	11	伊藤の父の快気祝いに参加。	
	12	奏任官四等。	松田村・吉田島村が、十文字橋の経営権を舜次郎の長男・規矩平に譲る。
明治24	11	足柄上郡長。	
明治25	8		第二次伊藤内閣成立。
明治26			
明治27	10		野村が内務大臣に就任。
	12	高等官七等。	
明治28			
明治29	2		野村が内務大臣を辞職。
	5		箕作麟祥が行政裁判所長官になる。
	6	行政裁判所評定官（高等官六等）。	
	8		第二次伊藤内閣総辞職。 ⁽¹³²⁾
	11		滄浪閣が大磯に移る。
明治30	12		周布公平が行政裁判所長官になる。
明治31	11		松岡康毅が行政裁判所長官になる。
明治32	9	高等官五等。	
明治33	7	宮崎県での実地検証を命ぜられる。	
明治34			
明治35	10	長野県での実地検証を命ぜられる。	
明治36			
明治37	4	奈良県での実地検証を命ぜられる。	
明治38			
明治39	1	高等官四等。	山脇玄が行政裁判所長官になる。
	8	行政裁判所評定官辞職。	
	12		延命寺消失。

(131) 同上16頁。

(132) 同上16頁。

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
明治40			
明治41	5	衆議院議員に当選。	
明治42	1 2 4 7 10 11	「町村制中改正法律案」提出。 選挙違反の嫌疑で拘引。 禁錮1ヶ月(横浜地方裁判所判決)。	野村靖死亡。 松田町設置。 伊藤博文暗殺。
明治43	11	衆議院議員辞職。	
明治44	8	長男・規矩平(松田町長) ⁽¹³³⁾ 病死。	
明治45	5		延命寺本堂再建(舜次郎ら尽力)。
大正2			
大正3			
大正4		寒田神社大典記念臨時祭のために田・山林を寄進。	
大正5	3	松田小学校施設費として田地寄付。	
大正6	10	新井石禅より得度を受ける。 松田町町会議員。	
大正7			
大正8	9		寒田神社に銅製鳥居建立 ⁽¹³⁴⁾ (舜次郎ら寄付)。
大正9			
大正10	10	松田報徳真穆社を組織。	
大正11	6		東京人造絹糸製造所の工場完成(舜次郎が誘致)。
大正12	3 9	松田町長。	『足柄上郡誌』刊行。 関東大震災。
大正13	9	松田町長辞職。	
大正14			

(133) 松田町制百年史編集委員会編・前掲注(113)10頁。

(134) 松田町教育委員会編・前掲注(51)21頁。

年	月	舜次郎に関する出来事	その他の出来事
大正15			
昭和2	4		新松田駅設置（舜次郎ら尽力）。
昭和3			
昭和4			
昭和5			
昭和6	3	死亡。	
昭和7			
昭和8	3	寒田神社に碑が建てられる。	
昭和9	12		丹那トンネル開通（東海道線国府津・沼津間は、御殿場線となる）。

【謝辞】

本稿を作成するにあたり、松田町文化財保護委員の草門隆先生から格別のご厚誼を賜りました。草門先生は、松田町の歴史を何も知らない著者の初歩的な質問に対し、何度も懇切丁寧にご指導くださっただけでなく資料や写真をご提供くださいました。また元西南女学院大学学長の工藤二郎先生は、『東上日誌』の閲覧、本稿での使用をご許可くださっただけでなく、日誌の複製をご貸与くださいました。両先生のご厚意にあずかることができなければ、本稿を完成させることはできませんでした。心よりお礼申し上げます。